売　買　契　約　書（案）

1　物品の品名等　　過酸化水素ガス滅菌器　一式
2　規格・品質　　別紙仕様書のとおり

3　契約金額　　円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円

4　契約保証金

5　納入場所　　宮城県立がんセンター

6　納入期限　　令和９年３月３１日

地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター（以下「発注者」という。）と＿＿＿＿＿（以下「受注者」という。）とは、上記物品の売買について、別記の条項により、契約を締結する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、発注者と受注者で記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

発注者　宮城県名取市愛島塩手字野田山４７－１
地方独立行政法人宮城県立病院機構
宮城県立がんセンター総長　　山田　秀和

受注者

印

（総則）

第1条　物品の品名等，契約金額，契約保証金，納入場所及び納入期限は，頭書の記載のとおりとする。

（納入及び検査）

第2条　受注者は，物品を納入しようとするときは，その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は，前項の通知を受けた日から起算して10日以内に受注者の立会いの下，検査を行い，検査に合格したものについては，その引渡しを受けるものとする。

3　受注者は，前項の検査に合格しないものについては，速やかにこれを取り替え，又は補修を行った後，再度検査を受けなければならない。この場合においては，前項の規定を準用する。

4　発注者は，必要があると認めたときは，物品の納入の前に検査することができる。

（売買代金の支払）

第3条　受注者は，前条の検査に合格した後でなければ，売買代金の支払を請求することができない。

2　受注者は，発注者に対し書面により売買代金を請求するものとする。

3　発注者は，前条の検査に合格した月の翌月末日までに受注者に売買代金を支払うものとする。

（違約金）

第4条　発注者は，受注者が納入期限までに物品を納入しないときは，その遅延日数に応じ，年3.0%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

（契約の変更及び中止等）

第5条　発注者は，必要があると認めたときは，契約の内容を変更し，又は物品の納入を一時中止し，若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において，契約金額又は納入期限等に変更の必要があると認めたときは，発注者と受注者で協議して書面によりこれを定めるものとする。

（契約の解除）

第6条　発注者は，次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。

(1) 納入された物品が頭書の規格又は品質と相違すると認められたとき。

(2) 受注者が物品を納入期限内に指定の場所へその数量を納入しないとき，又は納入する見込みがないとき。

(3) 受注者が，この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に該当すると認められたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか，発注者が必要があると認めたとき。

2　受注者は，次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。

(1) 契約内容の変更により契約金額が3分の2以上減少するとき。

(2) 発注者が契約に違反し，その違反により契約の目的を達成することができないとき。

3　前2項の規定により契約が解除された場合における既に納入された部分の取扱いについては，発注者と受注者で協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第7条　受注者は，自己の責めによる契約解除に伴い発注者に損害が生じたときは，その損害を賠償するものとする。

2　発注者は，自己の責めによる契約解除に伴い受注者に損害が生じたときは，その損害を賠償するものとする。

（危険負担）

第8条　第2条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた物品についての損害は，受注者の負担とする。ただし，発注者の責めに帰すべき理由による場合は，発注者の負担とする。

（かし担保）

第9条　受注者は，発注者に物品を引き渡した後，その物品に隠れたかし又は発注者が指定する内容に適合しないものが発見されたときは，無償で取り替え，又は補修するものとする。

（公正入札違約金）

第10条　受注者は，この契約の入札に関し，公正な価格を害し，又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったことが明らかとなったときは，発注者の請求に基づき，契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。物品が納入された後も同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第11条　受注者は，この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

2　受注者は，前項ただし書の規定による場合のほか，売掛債権担保融資制度の利用に当たり，債権担保を目的として，信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2の規定する金融機関に対し売掛債権を譲渡（根保証によるものを除く。）することができる。

3　前項の規定に基づいて受注者が売掛債権の譲渡を行ったときは，発注者の対価の支払による弁済の効力は，発注者が，財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第50条第1項の規定により，出納執行者に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（不当介入に対する措置）

第12条　受注者は，この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること。

2　前項の規定に基づいて受注者が警察への通報，捜査協力及び発注者への報告を適切に行った場合で，これにより，履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは，発注者は必要に応じて，履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

（契約外の事項）

第13条　この契約に関し，疑義又は定めのない事項が生じたときは，その都度発注者と受注者で協議して定めるものとする。